

様式第 84（第 133 条関係）

表面

|                         |  |     |   |     |  |  |
|-------------------------|--|-----|---|-----|--|--|
|                         |  | 第   |   | 号   |  |  |
| 電気事業法第 107 条の規定による立入検査証 |  |     |   |     |  |  |
| <div>写真</div>           |  | 職名  |   |     |  |  |
|                         |  | 氏名  |   |     |  |  |
|                         |  | 年   | 月 | 日生  |  |  |
|                         |  | 年   | 月 | 日発行 |  |  |
|                         |  | 発行者 |   | 印   |  |  |

## 電気事業法抜粋

## (立入検査)

- 第107条 主務大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条及び第50条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 経済産業大臣は、第22条の3から第23条の3まで、第27条の11の3から第27条の11の6まで又は第27条の12の13において準用する第22条の3、第23条（第4項を除く。）、第23条の2若しくは第23条の3の規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者、送電事業者の特定関係事業者又は配電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行った事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（当該一般用電気工作物が小規模発電設備以外のものである場合にあっては、居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 7 経済産業大臣は、第37条の4から第37条の12までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定電気使用者情報利用者等協会の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 8 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 10 経済産業大臣は、第103条の2の規定の施行に必要な限度において、その職員に、届出者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 11 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 第117条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 十二 第107条第1項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 第119条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。
- 四 第107条第6項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 第119条の4 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。
- 五 第107条第7項又は第9項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 第120条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
- 九 第51条第3項、第54条若しくは第55条第4項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第2項から第5項まで、第8項若しくは第10項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。